

奈良県食品安全・安心懇話会傍聴要綱（案）

（目的）

第1条 奈良県食品安全・安心懇話会の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（傍聴席の区分）

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

（傍聴申し込み）

第3条 開催二週間前までに、奈良県食品・生活安全課のホームページへの掲載、県政情報コーナー及び報道資料等により広報する。

2 懇話会を傍聴しようとする者は、住所及び氏名を連絡することとする。

3 会場の都合上人数を制限する場合がある。

（傍聴席への入場禁止事項）

第4条 銃器その他危険なものを持っている者、他人に迷惑をかけるような行為並びに服装をしている者及び酒気を帯びている者その他進行を妨害するおそれがあると認められる者は、傍聴を認めない。

（傍聴人の守るべき事項）

第5条 会議中は静かに傍聴すること。

2 議事の言論に対し拍手その他いかなる方法によっても批評及び賛否等を表さないこと。

3 携帯電話等の電源を切ること。

4 飲食及び喫煙をしないこと。

5 傍聴人は、すべて事務局の指示に従うこと。

（撮影及び録音等の禁止）

第6条 傍聴人は、許可なく写真等の撮影、録画・録音をすることはできない。

（違反者に対する措置）

第7条 座長は、傍聴人が違反するときはこれを制し、従わないときは退場させることができる。

（庶務）

第8条 傍聴の庶務は、健康安全局食品・生活安全課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成17年 月 日から施行する。